

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

近年、気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが頻発している。激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応する社会基盤の構築のためには、情報通信技術（ICT）の活用が重要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実にはじめ、今後、より深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

風水害、地震、津波等の自然災害による被害が発生した場合、被災者が生活再建など各種支援を受けるためには、罹災証明書が必要となる。災害対策基本法第90条の2に基づき、各地方公共団体は、被災した家屋などの被害の程度を判定し、証明する罹災証明書を発行しなければならない。しかし、現状は、その申請も交付も、被災者が市町村の窓口に出向かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役所まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. コンビニエンスストアのマルチコピー機など、全国5万カ所以上に設置されたキオスク端末を活用した「コンビニ交付サービス」を活用して、罹災証明書を「交付」できるようにすること。
2. 各地方公共団体がその利用を希望すれば、マイナンバーを活用したマイナポータル等での罹災証明書の「申請」についてはすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
3. マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
4. 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月23日

大和郡山市議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、
内閣府特命担当大臣(防災)